

愛知県教育委員会事務決裁規程の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会事務決裁規程の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成28年3月28日提出

教 育 長 野 村 道 朗

説 明

この案を提出するのは、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条の規定に基づき、規定の整備を行う等の必要があるからである。

愛知県教育委員会事務決裁規程の一部改正の概要

1 改正の概要・理由

教育長に対する事務委任等に関する規則（平成27年愛知県教育委員会規則第3号）第2条の「教育長への事務の委任」の規定が新教育長の就任日（平成28年4月1日）から適用されること等により、必要となる規定を改正する。

2 改正の内容

教育委員会決裁事項に関する規定の改正

- （1）教育長に委任される事務に関する規定を削除する。
- （2）教育長の人事に関する規定を削除する。
- （3）事務局長、次長及び生涯学習スポーツ監の設置等に伴い文言を整理する。

3 施行期日

平成28年4月1日

愛知県教育委員会事務決裁規程（平成15年愛知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

愛知県教育委員会委員長 佐藤元英

第2条第1号中「教育委員会又はその補助機関が、」を削り、同条第2号中「教育委員会」の前に「教育長及び」を加える。

第3条第2項中「教育長、」の次に「事務局長、」を、「教育長専決事項」の次に「事務局長専決事項」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に、「教育長」を「事務局長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「生涯学習監」を「生涯学習スポーツ監」に、「教育長」を「事務局長」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第5条中「教育長」を「事務局長」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

本庁の決裁基準

区 分	事 項	教 育 委 員 会	専決権者					備 考
			教 育 長	事 務 局 長	部 長	課 長	課 長 補 佐 等	
1 教育行政の企画及び運営	1 教育行政の運営に関する基本方針に関すること。	○						
	2 教育に関する事務事業の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。	○						
2 規則、訓令、告示等	1 規則の制定及び改廃に関すること。	○						
	2 この訓令の廃止及びこの訓令の教育委員会決裁事項に係る規定の改正に関すること。	○						
	3 この訓令の教育長専決事項に係る規定の改正に関すること。		○					
	4 この訓令の事務局長専決事項に係る規定の改正に関すること。			○				
	5 2を除き、教育委員会の定める訓令及び訓（要綱を含む。以下同じ。）の制定及び廃止に関すること。		○					
	6 2から4までを除き、教育委員会の定める訓令及び訓の改正に関すること。				○			
	7 2から6までのうち、裁量の余地の少ないもの					○		
	8 教育委員会の行う告示、公告、公表その他の公示に関すること。						○	
3 教育機関	1 学校その他の教育機関の設置及び改廃に関すること。	○						
4 職員の人事	1 職員の人事に関する基本方針を決定すること。	○						

2	事務局等（教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関をいう。以下同じ。）の職員の部課等別の定数及び教職員（県立学校の職員及び県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「給与負担法」という。）第1条及び第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）の学校別又は市町村別の定数を定めること。		○						
3	職員の任免、勤務替え及び分限に関すること。	1	事務局長、次長、部長、生涯学習スポーツ監、課長、室長、地方機関等の長及び校長に関するもの	○					
		2	事務局等の主査相当職以上の職員（事務局長、次長、部長、生涯学習スポーツ監、課長、室長及び地方機関等の長を除く。）、県立学校の副校長、教頭、部主事、事務長、主任主査、主査及びこれらに相当する職にある職員並びに給与負担法第1条及び第2条に規定する教頭に関するもの			○			
		3	事務局等の職員（主査相当職以上の職員を除く。）並びに県立学校の主任、主事、技師、用務員及び調理員に関するもの					●	総務課に限る。
		4	県立学校の教員（副校長、教頭及び部主事を除く。）、実習助手及び寄宿舎指導員、市町村立の特別支援学校（名古屋市立の特別支援学校を除く。以下同じ。）の教員（教頭を除く。）並びに給与負担法第2条に規定する職員（校長及び教頭を除く。）に関するもの					●	教職員課に限る。
4	職員の懲戒処分に関すること	1	事務局長、次長、部長、生涯学習スポーツ監、課長、室長、地方機関等の長及び校長に関するもの	○					
		2	1以外のもの		○				
5	職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業並びにこれらの期間の延長の承認及びその取消しに関すること。	1	事務局長に関するもの		○				
		2	次長、部長、生涯学習スポーツ監、課長、室長、地方機関等の長及び校長に関するもの			○			
		3	1及び2を除き、事務局等の職員及び県立学校の職員（教員、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。）に関するもの					●	総務課に限る。
		4	県立学校の教員、実習助手及び寄宿舎指導員、市町村立の特別支援学校の教員、給与負担法第1条に規定する教頭並びに給与負担法第2条に規定する職員（校長を除く。）に関するもの					●	教職員課に限る。
6	職員の育児休業及び育児短時間勤務並びにこれらの期間の延長	1	事務局長に関するもの		○				
		2	次長、部長及び地方機関の長に関するもの			○			

	長の承認及びその取消しに関すること。	3 所属の生涯学習スポーツ監、課長及び学校以外の教育機関の長に関するもの				○		生涯学習スポーツ監は、専決することができない。	
		4 事務局等の職員(事務局長、次長、部長、生涯学習スポーツ監、課長及び地方機関等の長を除く。)並びに県立学校の事務長、主任主査、主査、専門員、主任、主事、技師、用務員及び調理員に関するもの					●		総務課に限る。
		5 県立学校の校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員並びに給与負担法第2条に規定する職員に関するもの						●	教職員課に限る。
	7 本庁の職員の部分休業に関すること。	1 事務局長に関するもの		○					
		2 次長及び部長に関するもの			○				
		3 所属の生涯学習スポーツ監及び課長に関するもの				○			生涯学習スポーツ監は、専決することができない。
		4 所属の室長、主幹及び課長補佐等に関するもの					○		室長及び主幹に関するものについては、当該室長及び主幹は、専決することができない。
		5 1から4までを除き、所属職員に関するもの						○	
	8 職員の旧姓使用に関すること。	1 事務局等の職員並びに県立学校の事務長、主任主査、主査、専門員、主任、主事、技師、用務員及び調理員に関するもの						●	総務課に限る。
		2 県立学校の校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員に関するもの						●	教職員課に限る。
5 職員の給与	1 職員の給与の具体的運用方針の決定又は変更に関すること。		○						
	2 職員の給料の決定及び支給を行うこと。	1 事務局等の職員に関するもの					●	総務課に限る。	
		2 教職員に関するもの(別表第2の5の項の5及び6に規定する事項を除く。)						●	教職員課に限る。
	3 職員の退職手当の決定及び支給を行うこと。	1 事務局等の職員に関するもの						●	総務課に限る。
		2 教職員に関するもの(別表第2の5の項の7に規定する事項を除く。)						●	教職員課に限る。
4 本庁の職員の通勤手当の事後確認を行うこと。							○		
6 職員の旅行	1 本庁の職員の国内出張の旅行命令に関すること。	1 教育長及び事務局長に関するもの		○				教育長及び事務局長に関するものについては、事務局長は専決することができない。	
		2 次長及び部長に関するもの			○				
		3 所属の生涯学習スポーツ監及び				○		生涯学習スポーツ	

		課長に関するもの								監は、専決することができない。	
		4 所属の室長、主幹及び課長補佐等に関するもの						○		室長及び主幹に関するものについては、当該室長及び主幹は、専決することができない。	
		5 1から4までを除き、所属職員に関するもの							○		
2 職員の海外出張の旅行命令に関すること。		1 教育長及び事務局長に関するもの		○						教育長及び事務局長に関するものについては、事務局長は専決することができない。	
		2 次長、部長及び地方機関等の長に関するもの			○						
		3 所属の主査相当職以上の者(事務局長、次長及び部長を除く。)及び地方機関等の職員(地方機関等の長を除く。)に関するもの				○				生涯学習スポーツ監は、専決することができない。	
		4 所属職員(主査相当職以上の者を除く。)に関するもの						○			
		5 教職員に関するもの							●	教職員課に限る。	
7 職員の服務	1 本庁の職員の職務に専念する義務の免除、休暇、欠勤その他服務に関すること。		1 教育長及び事務局長に関するもの		○					教育長及び事務局長に関するものについては、事務局長は専決することができない。	
			2 次長及び部長に関するもの			○					
			3 所属の生涯学習スポーツ監及び課長に関するもの				○				生涯学習スポーツ監は、専決することができない。
			4 所属の室長、主幹及び課長補佐等に関するもの					○			室長及び主幹に関するものについては、当該室長及び主幹は、専決することができない。
			5 1から4までを除き、所属職員に関するもの						○		
	2 本庁の職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務に関すること。		1 所属職員(課長補佐等が所掌する事務に従事する職員を除く。)に関するもの						○		
			2 課長補佐等が所掌する事務に従事する職員に関するもの							○	
		3 職員に身分証明書及び職員章を交付すること。								●	総務課に限る。
	4 5を除き、職員の兼職の承認を行うこと。	1 本庁の職員に関するもの	1 教育長、事務局長、次長、部長及び生涯学習スポーツ監に関するもの							●	総務課に限る。
			2 1以外のもの						○		

		6 その他表彰の実施等に関するもの						○			
		7 5及び6のうち、定型化しているもの又は裁量の余地の少ないもの							○		
10 請願及び陳情	1	特に重要な請願及び陳情の処理に関すること。	○								
	2	1を除き、請願及び陳情の処理に関すること。		○							
11 講習会、競技会等の開催等	1	講習会、競技会等の開催に関すること。							○		
	2	各種事業に対する共催及び後援に関すること。						○			
12 学校	1	県立学校の入学者の選抜に関する基本方針に関すること。	○								
	2	県立学校の入学者の募集及び学力検査に関すること。		○							
	3	教科用図書の採択に関する基本方針に関すること。	○								
	4	県立学校の教科用図書の採択に関すること。		○							
13 職員団体等との交渉	1	交渉の基本方針に関すること。				○					
	2	1を除き、交渉に関すること。					○				
	3	2のうち、裁量の余地の少ないもの						○			
14 行政処分等	1	重要な行政処分等の方針及び基準に関すること。	○								
	2 重要な行政処分等の実施に関すること。	1	特に重要な行政処分等に関するもの	○							
		2	1を除き、義務を課し、又は権利を制限する行政処分に関するもの					○			
		3	1及び2を除き、許可、認可、承認、指定、決定、免許、登録等に関するもの						○		
		4	1及び2を除き、認定、試験、検査、検定、証明等に関するもの						○		
		5	1を除き、行政上の指導、助言、援助、勧告、指示等に関するもの						○		
		6	3から5までのうち、許可の更新その他の定例的なもの、定型化しているもの又は裁量の余地の少ないもの							○	
		7	許可証、免許証、登録票その他の証明書等の交付、再交付、書換え及び訂正に関するもの							○	
		8	届出書、申請書等の受理に関するもの							○	
	3	公聴会、聴聞、弁明及び意見の聴取に関すること。							○		
4 立入検査、報告書の徴収等に関すること。	1	立入検査、報告書の徴収等に関するもの							○		
	2	1のうち、定例的なもの、定型化しているもの又は裁量の余地の							○		

		少ないもの							
	5	市町村立学校の設置、廃止等の認可に関すること。				○			
	6	文化財の指定及び解除に関すること。	○						
	7	審査請求その他の不服申立てに関すること。	1	裁決及び決定に関するもの		○			
2			1以外のもの				○		
15 附属機関の委員等	1	附属機関の委員の任免に関すること。				○			
	2	非常勤嘱託員の任免等に関すること。					●		総務課に限る。
	3	2を除き、非常勤の調査員、試験委員その他これらに準ずる者の任免等に関すること。				○			
16 情報公開及び個人情報保護	1	愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第11条に規定する行政文書の開示の請求に対する決定等に関すること。				○			室長及び主幹は、専決することができない。
	2	愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）第21条、第32条及び第40条に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定等に関すること。				○			室長及び主幹は、専決することができない。
17 照会、依頼、回答、通知、報告、諮問、進達、副申、申請、通達等	1	当該事項に係る行政文書の発信者名が教育委員会であるものその他重要なものに関すること。				○			
	2	1のうち、裁量の余地の少ないもの				○			
	3	1及び2以外のもの						○	
18 その他	1	特に重要な事務に関すること。	○						
	2	重要な事務に関すること。		○					
	3	2のうち、高度な判断を必要としないもの				○			

備考 ○印（特定の部又は課の事務については、●印）は、事項欄に掲げる事務が、教育委員会決裁事項、教育長専決事項、事務局長専決事項、部長専決事項、課長専決事項又は課長補佐等専決事項のいずれであるかを示す。

別表第2（第4条関係）

地方機関等の決裁基準

区分	事項	専決権者			備考
		地方機関等の長	地方機関等の課長等	地方機関等の課長補佐等	
1 地方機関等に属する職員の人事	1 地方機関等に属する職員の人事に係る内申に関すること。	○			地方機関等の次長及び支所長は、専決することができない。
	2 地方機関等に属する職員の部分休業に関すること。	1 地方機関等の課長相当職以上の職員及び支所長に関するもの	○		地方機関等の次長又は支所長に関するものについては、それぞれ当該地方機関等の次長又は支所長は、専決することができない。
		2 1を除き、所属職員（地方機		○	

		関等の課長補佐等が所掌する事務に従事する職員を除く。)に関するもの					
		3 地方機関等の課長補佐等の所掌する事務に従事する職員に関するもの			○		
2 地方機関等に属する職員の給与	1 地方機関等に属する職員の通勤手当の事後確認を行うこと。				○		
3 地方機関等に属する職員の旅行	1 地方機関等に属する職員の国内出張の旅行命令に関すること。	1 地方機関等の課長相当職以上の職員及び支所長に関するもの	○			地方機関等の次長又は支所長に関するものについては、それぞれ当該地方機関等の次長又は支所長は、専決することができない。	
		2 1を除き、所属職員（地方機関等の課長補佐等が所掌する事務に従事する職員を除く。）に関するもの		○			
		3 地方機関等の課長補佐等の所掌する事務に従事する職員に関するもの			○		
4 地方機関等に属する職員の服務	1 地方機関等に属する職員の職務に専念する義務の免除、休暇、欠勤その他服務に関すること。	1 地方機関等の課長相当職以上の職員及び支所長に関するもの	○			地方機関等の次長又は支所長に関するものについては、それぞれ当該地方機関等の次長又は支所長は、専決することができない。	
		2 1を除き、所属職員（地方機関等の課長補佐等が所掌する事務に従事する職員を除く。）に関するもの		○			
		3 地方機関等の課長補佐等の所掌する事務に従事する職員に関するもの			○		
	2 地方機関等に属する職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務に関すること。	1 地方機関等の課長相当職以上の職員及び支所長に関するもの	○				地方機関等の次長又は支所長に関するものについては、それぞれ当該地方機関等の次長又は支所長は、専決することができない。
		2 1を除き、所属職員（地方機関等の課長補佐等が所掌する事務に従事する職員を除く。）に関するもの		○			
		3 地方機関等の課長補佐等の所掌する事務に従事する職員に関するもの			○		
		3 地方機関等に属する職員の兼職の承認を行うこと。		○			
	4 地方機関等に属する職員の勤務時間の割振りに関すること。	1 地方機関等の課長相当職以上の職員及び支所長に関するもの	○				地方機関等の次長又は支所長に関するものについては、それぞれ当該地方機関等の次長又は支所長は、専決することができない。
		2 1を除き、所属職員（地方機関等の課長補佐等が所掌する事務に従事する職員を除く。）に関するもの		○			
3 地方機関等の課長補佐等の所掌する事務に従事する職員に関するもの				○			

5 所管区域の 県費負担教職 員の人事等	1 給与負担法第1条に規定する職員（校長、教頭及び市町村立の特別支援学校の教員を除く。）の任免、勤務替え及び分限に関する事	○				
	2 給与負担法第1条に規定する職員（校長、教頭及び市町村立の特別支援学校の教員を除く。）の自己啓発等休業及び配偶者同行休業並びにこれらの期間の延長の承認及びその取消しに関する事		○			
	3 給与負担法第1条に規定する職員の育児休業及び育児短時間勤務並びにこれらの期間の延長の承認及びその取消しに関する事		○			
	4 給与負担法第1条及び第2条に規定する非常勤の講師の任免その他の人事に関する事	○				
	5 県費負担教職員に係る職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第6条第10項に規定する職務の級及び号給の調整に関する事		○			
	6 臨時的任用の職員の給料の決定に関する事		○			
	7 給与負担法第1条に規定する職員に係る公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和29年条例第27号）第10条の規定による退職手当の決定に関する事		○			
6 請願及び陳情	1 軽易な請願、陳情等の処理に関する事	○				
7 講習会等の開催等	1 講習会、競技会等の開催に関する事		○			
8 行政処分等	1 重要な行政処分等の実施に関する事	1 許可、認可、承認、指定、決定、免許、登録等に関するもの	○			
		2 認定、試験、検査、検定、証明等に関するもの	○			
		3 行政上の指導、助言、援助、勧告、指示等に関するもの	○			
		4 1から3までのうち、許可の更新その他の定例的なもの、定型化しているもの又は裁量の余地の少ないもの		○		
		5 許可証、免許証、登録票その他の証明書等の交付、再交付、書換え及び訂正に関するもの			○	
		6 届出書、申請書等の受理に関するもの			○	
	2 公聴会、聴聞、弁明及び意見の聴取に関する事	○				
3 立入検査、報告書の徴収等に関する事	1 立入検査、報告書の徴収等に関するもの		○			
	2 1のうち、定例的なもの、定型化しているもの又は裁量の余地の少ないもの			○		
9 情報公開及び個人情報保護	1 愛知県情報公開条例第11条に規定する行政文書の開示の請求に対する決定等に関する事	○				
	2 愛知県個人情報保護条例第21条、第32条及び第40条に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定等に関する事	○				
10 照会、依頼、回答、通知、報告、進達、副申、申請等	1 当該事項に係る行政文書の発信者名が教育委員会であるものその他の重要なものに関する事	○			副申に係るものについては、支所長は、専決することができない。	
	2 1のうち、裁量の余地の少ないもの		○			

	3 1及び2以外のもの			○	
11 その他	1 重要な事務に関すること。	○			

備考 ○印は、事項欄に掲げる事務が、地方機関等の長専決事項、地方機関等の課長等専決事項又は地方機関等の課長補佐等専決事項のいずれであるかを示す。

別表第3 本庁の項中

教育長	教育次長	部長
-----	------	----

を

教育長	事務局長	次長
事務局長	次長	部長

に、「生涯学習監」

を「生涯学習スポーツ監」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

18	その 他	1	特に重要な事務に関すること。	○									
----	---------	---	----------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(削除)

21	その 他	1	同左	○									
18	教育 財産	1	特に重要な教育財産の取得及び <u>処分について申出を行うこと。</u>	○									